令和元年度　青少年のネット非行・被害対策情報　＜児童・生徒向け第 16 号＞
差出人：福井県安全環境部県民安全課
送信日：2020/2/12

なりすまし投稿による誹謗中傷（ひぼうちゅうしょう）

～インターネットトラブル事例集より～

SNS 上の「なりすまし」とは、SNS などで本人のアカウントの内容に類似したアカウントを作成したり、本人の画像を勝手に使用して本人アカウントに誤認させるアカウントを作成することです。

＜事例＞

他人になりすまして書き込んで

△校の D 君は、〇校の E 君がどうにも気に入らず、F 君になりすまして、ネットに「〇校の E 君が万引きをしている」と、ウソの書き込みをしました。

書き込んだ本人が特定された

E 君が問い詰めた結果、F 君は書き込んでいないことが分かりました。よく調べてみると、△校の D 君の仕業だと判明。学校間トラブルに発展しました。

考えてみよう！　**誰かになりすますことも、誰かを陥れるような書き込みをすることも違反行為！**

A. やるという子がいたら
やって得になることは、何一つありません。また、ネットだからバレないということもありません。その子の怒りの気持ちを受け止めてあげつつ、やめるように優しく諭すのがベストです。

B. 被害にあった子がいたら
直接確認する人もいますが、多くは聞きづらいと思うはず。先生や保護者に相談し、必要に応じて削除依頼をしてもらいましょう。やられたからといってやり返すのは最低の行動です。

C. こんな投稿を見かけたら
SNSに知り合いの誹謗中傷を見かけたら、まずは当事者に知らせます。内容をうのみにし、あるいは面白がって、大騒ぎしてはダメ。SNS の通報ボタンを押すことも有効に働きます。

解説　**迷惑行為や誹謗中傷は、そもそも禁止されていること**

多くの SNS は、利用規約の中で迷惑行為や誹謗中傷を禁止しています。その内容に同意して利用登録をしたことを忘れず、ルールに則った使い方をさせることが一番重要です。

また、他人になりすます行為は、発言の責任を発言者ではない誰かになすりつけることになるため、それにより、なりすまされた人が傷ついたり、信用を失ったりした場合、名誉毀損（めいよきそん）等で訴えられる可能性もあります。

「ネットなら誰が書いたかわからない」と勘違いしている子もいますが、警察が動くようなケースだけでなく、ネット上のさまざまな情報により書き込んだ本人が特定できる場合が多いことも、しっかりと認識しましょう。

＜参考＞　・総務省「インターネットトラブル事例集（2018 年度版）」　P10
https://www.soumu.go.jp/main_content/000653132.pdf

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。
【担当】福井県安全環境部県民安全課　角田
☎:0776-20-0745（直通）　メール：h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp